

防火区画 (出題年度別)

出題概要

- No6は、耐火防火の性能、防火区画に関連する出題が多い
- 令112条(防火区画)
面積区画:1項～6項 高層区画:7項～10項 竪穴区画:11項～15項
異種用途区画:18項 防火区画に用いる防火設備の種類:19項
区画を貫通する配管等:20、21項
- 法26条(防火壁等)→令113条(防火壁、防火床)
- 法2条七号(耐火構造) →令107条(耐火性能に関する基準)
- 法2条七の二号(準耐火構造) →令107条の2(準耐火性能に関する基準)
- 法2条八号(防火構造) →令108条(防火性能に関する基準)
- 法20条(外壁) →令109条の9(準防火性能に関する基準)
- 法2条九号(不燃材料) →令108条の2(不燃性能及びその技術的基準)
- 法62条(屋根)→令136条2の2(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する基準)
- 法35条の3(無窓の居室等の主要構造部)
- 令114条(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)
- 令108条の3(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)
- 法27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)→別表第1(令115条の3)→令110条、告示255第1
- 法61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)→令136条の2

〔N○. 6〕 防火区画、防火壁及び防火床に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 主要構造部を耐火構造とした建築物について、区画された部分の床面積を3,000m²とする場合の自動式のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積には、手動式の補助散水栓による部分の床面積は含まれない。

→令112条（防火区画）1項

2. 給水管、配電管等が防火壁又は防火床を貫通する場合には、当該管等と当該防火壁又は防火床との間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

→令113条（木造等の建築物の防火壁及び防火床）2項 令112条（防火区画）20項（平成25年）

3. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の延べ面積が1,000m²を超える木造の小学校は、原則として、床面積の合計1,000m²以内ごとに準耐火構造の防火壁又は防火床で有効に区画しなければならない。

→法26条（防火壁等）令113条（木造等の建築物の防火壁及び防火床）一号

4. 避難階が地上1階であり、地下1階から地上2階の各階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を耐火構造としたものにおいては、地下1階から地上2階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。

→令112条（防火区画）11項 19項二号ロ（令和2年、平成27年）

〔No. 6〕防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。

1. 地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸で、その階数が3であり床面積の合計が200 m²のものは、当該住戸の階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
3. 地上5階建ての事務所のみ用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50 cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90 cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。
4. 学校の用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

〔No. 6〕防火区画に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。

1. 地上 15 階建ての事務所の 15 階部分で、当該階の床面積の合計が 300 m² のものは、原則として、床面積の合計 100 m² 以内ごとに防火区画しなければならない。

2. 1 階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が 130 m²)とし、2 階及び 3 階を事務所とする地上 3 階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。

3. 避難階が地上 1 階であり、地上 3 階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものにおいては、原則として、地上 2 階から地上 3 階に通ずる吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

4. 防火区画に用いる防火シャッター等の特定防火設備は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。

〔No. 6〕防火区画に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800m²、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
2. 1階及び2階階を物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ1000 m²)とし、3階以上の階を事務所とする地上8階建ての建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
3. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積200m²地上3階建ての一戸建ての住宅においては、吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
4. 有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。